

建設常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第 1 号 令和 6 年度岩国市一般会計補正予算（第 7 号）

議案第 6 号 令和 7 年度岩国市一般会計予算

以上 2 議案のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第 1 5 号 令和 7 年度岩国市駐車場事業特別会計予算

議案第 1 6 号 令和 7 年度岩国市水道事業会計予算

議案第 1 7 号 令和 7 年度岩国市工業用水道事業会計予算

議案第 1 9 号 令和 7 年度岩国市下水道事業会計予算

議案第 2 0 号 令和 7 年度岩国市簡易水道事業会計予算

議案第 5 3 号 岩国市手数料条例の一部を改正する条例

議案第 5 4 号 岩国市企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

議案第 5 5 号 岩国市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

議案第 6 4 号 市道路線の認定について

議案第 6 5 号 市道路線の変更について

以上 1 0 議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

議案第 6 号 令和 7 年度岩国市一般会計予算のうち、本委員会所管分の審査におきまして、

衛生費の環境衛生費の動物保護管理事業の飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金に関し、

委員中から、「委員会の意見を踏まえて、令和 6 年度から T N R 活動に対する助成が開始されたが、その成果について」質疑があり、

当局から、「今年度から新たな助成を開始し、年間の見込みで約 5 5 0 匹の飼い主のいない猫に対して、不妊・去勢手術にかかる費用の助成を行った。不幸な猫を増やさない、有意義な制度を創設できた。令和 7 年度についても引き続き、支援を展開していきたいと考えている」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「手続も簡略化され利用しやすく、飼い主のいない猫の殺処分がゼロになったことに市外からも反響がある。今後も動物にも優しいまちを目指して取り組んでいただきたい」との意見がありました。

続いて、土木費の河川費の砂防費の急傾斜地対策費補助金に関し、

委員中から、制度の概要と創設までの経緯について質疑があり、

当局から、「本制度は、急傾斜地の崩壊の防止または崩壊後の早期復旧に必要な工

事等を自ら行う際に、その費用の2分の1以内で、工事によって安全となる保全対象家屋1戸につき200万円を上限として、補助金を交付するものである。市内全域において、人工がけを含め、高さ2メートル以上で傾斜度が30度以上のがけであれば、保全対象家屋1戸から適用でき、工法上の制限もないものとしており、本市独自で山口県内初の制度となっている。この制度は、昨年6月の建設、経済両常任委員会から市長に提出された提言書や令和4年6月の市議会での決議を契機に、全国で独自に行われている同様の制度を調査研究し、関係部署で協議を重ねてきた結果、このたびの新たな支援制度の創設に至ったものである」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「市独自の制度により、保全対象家屋が1戸の場合でも助成できるようになったことは大きな成果である。一方で、市が実施している既存の事業については、がけの高さや傾斜度、人家の戸数、自然がけなどの要件を満たせば、公共事業によるがけ対策工事が可能であり、その場合、事業費の5%の受益者分担金で済むと承知している。そういった事業の要件を緩和することは検討したのか」との質疑があり、

当局から、「市の既存の事業については、山口県から事業費の2分の1の補助金を受けながら実施している。がけの高さや保全対象家屋の戸数などの要件を満たさない場合は、補助金の対象とならないことから、県の補助金要綱の要件が緩和されない限りは、保全対象家屋が1戸の場合、市の事業として実施することは難しい」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「鳥取県では、保全対象家屋が1戸の場合でも公共事業が可能と聞いている。山口県においても要件が緩和されるように、しっかりと働きかけていただきたい」との意見がありました。

続いて、土木費の下水道費に関し、

委員中から、公共下水道事業の方向性について質疑があり、

当局から、「令和4年度に策定した岩国市汚水処理施設整備構想の中で、処理区域の見直しなどを行い、当初約100年以上かかるとしていた事業期間を約80年程度に短縮した計画で現在進めている。昨今の物価上昇などの厳しい状況の中、コストの縮減に努める一方、皆様にある程度の使用料等の御負担もいただきながら、公営企業として健全な経営を目指してまいりたいと考えている」との答弁がありました。

続いて、土木費の都市計画費の街路事業費の昭和町藤生線改良事業に関し、

委員中から、「事業開始から十数年たっているが、基地内の測量調査もできていない。その原因となる本事業の道路用地を含む約5ヘクタールの米軍提供区域の返還については、どのような状況となっているのか」との質疑があり、

当局から、「5ヘクタールの返還については、平成8年に行ったKC-130空中給油機の移駐に伴う9項目要請の1つである。その後、5ヘクタールの共同使用という形で中国四国防衛局と岩国基地の間でずっと調整が行われてきた。これが令和4年に、岩国基地から現地レベルでは判断できないとの連絡を受け、令和5年からは現地レベルではなく、防衛省本省と在日米軍司令部間での調整が開始された。

こうした状況の中、米側において、本件については、米国内部での議論が続いており、この決定には相当な時間を要する。米海兵隊内部における多数のレベルでの様々な調整があり、決定がいつなされるかを示すのは困難であるとの連絡があった。現時点では共同使用の時期についてのめどが立っていないが、防衛省としては引き続き、早期に測量等の調査が実施できるよう、今後も米側と協議を継続すると伺っている」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「この際、5ヘクタールの返還にはこだわらず、とにかく昭和町藤生線の供用を開始することが岩国市にとって重要である。道路部分だけの使用を提案するなど、米側と交渉はできないのか」との質疑があり、

当局から、「防衛省と米側の協議内容が不明な状況にある中、市としては引き続き、事業の進捗が図られ、交渉の窓口となる防衛省や外務省に粘り強く要請してまいりたい」との答弁がありました。

本議案のうち、本委員会所管分につきましては、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。